

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第二十三号

国際観光統計調査規則（昭和二十六年運輸省令第八号）
第三条第一項の規定による事業所を、昭和三十一年一月
一日次のとおり指定した。

昭和三十一年一月二十日

事業所	鳥取県知事 遠藤	所在地	茂
事業所	事業主名	所在地	
永楽庵	金田 政之	東伯郡三朝町大字三朝	

目次

- ◇告示 国際観光統計調査規則に基づく事業所の指定
- 建設業者の登録
- 建設業者の更新登録
- 馬の伝染性貧血検査の実施
- ◇教委規則
- 鳥取県教育委員会職員健康管理規則

鳥取県告示第二十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十一年一月二十日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号

登録年月日

商号又は名称

おもな営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
（に）第四〇四号

昭和三十年
十二月十三日

新 田 組

鳥取市東品治町一區六

新 田 淳 一

第四〇五号 十二月十五日 横川 組 八頭郡智頭町大字大内 横川 菊治郎
 第四〇六号 十二月十七日 沢田 組 東伯郡赤碓町大字出上 沢田 徳一

鳥取県告示第二十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に更新登録した。

昭和三十一年一月二十日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	おこな営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (は)第二七三号	昭和三十年 七月二十八日	西古 組	西伯郡淀江町淀江九一三	西古七五三
" 第二二〇号	" 八月一日	相互土建企業組合	鳥取市大工町四五	田村 政一
" (に)第二七六号	" 八月二十日	伊藤 組	" 高路五〇五	伊藤 和明
" 第一八号	" "	杉本 組	東伯郡東伯町下伊勢五六三	杉本 精一
" (は)第二二五号	" 八月六日	岩見 組	" 逢東一五四	岩見 進
" (に)第二七八号	" 八月二十五日	丸吉 組	" 浦安三三五	丸山 長市
" 第二三三号	" 八月二十日	松山 組	倉吉市中河原二七三	松山 力蔵
" 第二六号	" "	井中 組	福吉町二丁目一、四二三ノ一	井中 金造
" 第二八号	" "	森脇工務店	河原町一、九〇八ノ二	森脇好治郎

" (は)第二二六号	" 八月六日	奥山 組	西伯郡春日村大字上新印一八	奥山 啓治
" (に)第二八一号	" 八月十八日	有限会社杉根組	" 名和町大字押平六八	杉根 茂男
" (は)第二二二号	" 八月六日	米沢 組	日野郡江府町美用一、五九八	新山 隆美
" (に)第一号	" 九月十五日	富士工務所	鳥取市大工町頭一八	林 信三
" 第四五号	" 九月二十六日	佐藤工務店	" 上町一五四	佐藤祥之助
" 第三三三号	" 九月十八日	岸根土木建築有限公司	八頭郡八東村字東四一〇	岸野 源一
" 第三〇号	" 九月十八日	日栄建設組	倉吉市宮川町一二九ノ三	高田 輝雄
" 第二八号	" "	平和建設有限公司	西伯郡名和町大字御来屋八三八	宮川 隆敏
" 第二八二号	" "	西日本建設設計施工株式会社	米子市久米町四一ノ二	高田 照雄
" 第二八五号	" 九月三十日	茅野工業有限公司	米子市角盤町一丁目九六	茅野 安治
" 第二九号	" 十月十九日	末広土建工業株式会社	鳥取市東品治町二二ノ七	池谷 秀雄
" 第三八号	" "	有限会社 大鳥組	" 元魚町三丁目三二	田中 勘次
" 第五〇号	" "	塩谷 組	" 賀露町八三六	塩谷 三蔵
" 第五三三号	" "	合資会社 大内組	" 吉方八二五ノ二四	岡田 哲夫
" 第一一号	" 十月十八日	岩美興産株式会社	岩美郡岩美町浦富一、〇三五ノ二	大西 一男
" 第三一号	" 十月十九日	徳重 組	気高郡鹿野町鹿野六六六ノ一	徳重 近晴
" 第三六号	" 十月十九日	杉本建設株式会社	八頭郡智頭町智頭四〇七	杉本 義実
" 第三七号	" "	八頭土木建築有限公司	" 郡家町郡家二二九	山野 豊美

第一三號	馬野建設工業株式会社	東伯郡赤碕町赤碕七六八ノ二	馬野 勇
第七四號	丸山組	東伯郡徳万六二二	丸山 信
第九三號	福本組	下伊勢	福本 武雄
第九九號	小谷組	東郷町添原	小谷庄石工門
第一二號	東亜土木建築有限公司	倉吉市宮川町一七七ノ二三	杉本 義夫
第四一號	石田建設合資会社	岡田一九ノ二	石田 永寿
第五二號	東伯建設株式会社	宮川町一八五ノ三	山脇 房吉
第九六號	大鳥土建工業合資会社	上井町二九六ノ四	大鳥 太一
第九七號	大川土建合資会社	大正町一、〇七九	大川 若松
第二號	大開建設株式会社	西伯郡淀江町淀江八七九	田牛 義知
第九號	境港土建株式会社	境港町大正町八三	松本 豊
第二一號	株式会社 大山土建	大高村大字尾高一、三七〇	野口 操
第四七號	共栄建設有限公司	大山村大字坊領四三七ノ五	森 晃
第六六號	藤本組	岸本町吉良五四	藤本源四郎
第六九號	陶山土木建設株式会社	大山村大字佐摩三六九	陶山 壽
第八號	青笹組	米子市末広町五	青笹 彌作
第七號	勝部組	灘町二丁目一〇	勝部 信吉
第一九號	先本組	両三柳一、一三七ノ二	先本喜一郎

第二四號	米子鐵道工業株式会社	末広町九	佐伯 忠義
第五六號	竹田組	富士見町一丁目四三	竹田 正元
第五七號	田守組	八幡四七七ノ一	田守梅太郎
第六〇號	竹田組	塩町四五	竹田 政藏
第六七號	久吉組	方能町六四	久吉 一夫
第七一號	米子工業建設株式会社	角盤町一丁目一四一	林原 美清
第七二號	大原組	末広町二	大原 廉男
第七五號	吉木組	末広町五	吉木 武義
第七九號	有限会社 笠井建設	方能町三八	笠井金治郎
第八一號	小村組	角盤町四丁目一八	小村 一夫
第八〇號	遠藤組	西伯郡西伯町上牛谷六三〇	遠藤 忠治
第八二號	有限会社 大東組	米子市車尾二五四ノ一	大東 利英
第一〇三號	石田組	日野郡溝口町福居	石田 国春
第一一〇號	日野土建株式会社	多里村大字多里一六七ノ一	出垣 房治
第一一一號	原工務所	伯南町三条一、七六一	原 泰次郎
第一一七號	加藤組	鳥取市檜原	加藤 富治
第二二〇號	山口電業株式会社	元魚町二丁目三	上田 隆治
第五九號	株式会社 旭工務店	倉吉市西仲町二、六五七	山俣 儀保

第一一五号	十一月十四日	株式会社	長谷川商会	米子市道笑町一丁目二	長谷川利隆
第三号	十一月二十二日	有限会社	日野郡江府町江尾	根雨町下積	浜本 政記
第一六号	"	"	"	根雨町矢戸	谷口 茂
第三二号	"	"	"	根雨町獨谷	沢田 千松
第三五号	"	"	"	米子市博勞町四丁目	田辺喜一郎
第二九〇号	十二月二十一日	壽鉄工所			三沢 良雄

鳥取県告示第二十六号

次のように馬伝染性貧血検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、馬の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十一年一月二十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 馬伝染性貧血予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
馬

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射の別及びその方法
赤血球数検査、担鉄細胞検査

別表

検査月日	実施区域	実施場所
一月二十五日	西伯郡栗村	栗村検診場
" 二十六日	米子市(旧巖村)	巖"
" 二十七日	西伯郡春日村	春日村"
" 二十八日	大高村	大高村"
" 三十日	岸本町(旧幡郷村)	幡郷"

教育委員会規則

鳥取県教育委員会職員健康管理規則をここに公布する。

昭和三十一年一月二十日

鳥取県教育委員会委員長 河合 弘道

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県教育委員会職員健康管理規則

(目的)

第一条 この規則は職員に結核性疾患（以下「疾患」という。）を有して適切な健康管理を図ることを目的とする。

(職員の定義)

第二条 この規則で職員とは鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号）第一条に規定する教育委員会の事務部局の職員及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項に規定する教育公務員並びに教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）第六十六条に規定する事務職員及び技術職

員（以下「職員」という。）をいう。

(健康管理事務)

第三条 この規則で定める事務及び指導は、教育委員会事務局体育保健課において総括処理する。

(疾患の防止)

第四条 職員はその職務の特殊性にかんがみ疾患の防止に務めなければならない。

(健康診断の実施)

第五条 健康診断は毎年一回以上定期に行う。

2 前項の健康診断の実施に関する計画は、教育長がこれを定める。

(受診の義務)

第六条 職員は前条に規定する健康診断を受けなければならない。但し、病気その他やむを得ない事故のため健康診断を受けることのできなかつた職員は、その事故の消滅後一箇月以内に指定する機関において健康診断を受けなければならない。

2 前項に定める指定する機関とは次に掲げるものとする

る。
一 県下各保健所
二 その他教育委員会において適當と認められた医療機関

(健康診断の審査)

第七条 健康診断の審査及び第十条の報告に基く審査は、結核審査委員会において行う。

2 結核審査委員会は、審査の結果を別表により判定区分し教育長に報告しなければならない。

(結核審査委員会の設置)

第八条 第七条及び第十二条の事務を適正に行うため結核審査委員会を設置する。

2 結核審査委員会に関することは、教育長が別にこれを定める。

(勤務の制限)

第九条 教育委員会は、結核審査委員会の報告に基き必要と認められた職員に対し別表二の区分による勤務内容の軽減、転換又は就業禁止を所属長に対して指示する。

2 前項の指示を受けた所属長は、直ちに本人に通知す

ると共に前項の区分に従つて必要な勤務措置を講じなければならない。

(指定する機関又は他の医師による診断)

第十条 第五条の規定による健康診断以外に疾患と診断された職員は、指定する機関の診断書を添えて教育委員会に報告しなければならない。

(療養に専念する義務及び療養報告)

第十一条 第七条第二項の規定によりAと判定区分を受けた職員は、指定する機関又は主治医の療養指導に従い療養に専念しなければならない。

2 前項により療養中の職員は、三箇月ごとに様式1による療養報告書並びに様式2による診断書を指定する機関を通じて提出しなければならない。

(休職職員の復職)

第十二条 所属長は別表一によりAと判定された職員で病状軽快しその休職の解除を願ひ出ようとする者があれば、次の書類を整備して教育委員会に申達しなければならない。

1 復職願 様式3
2 復職内申書 様式4
3 診断書 様式5

4 発病頭初よりのX線写真(断層写真を含む)

2 教育委員会は、前項の願出に基き休職職員の復職を許可しようとするときは、結核審査委員会の意見を聴取しなければならない。

(利益の喪失)

第十三条 判定区分を受けた職員が教育委員会の健康管理上及び勤務上の指示に従わないときは、この規則で定める取扱をしない。

第十四条 この規則の施行に關しての必要な事項は、教育長がこれを定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年十二月一日から適用する。

2 この規則施行以前に要療養、要休養の取扱いを受け

ているものは、この規則の適用を受けているものとみなす。

3 地方公務員法第二十二条の職員並びに単純労働者に
ついては、この規則を準用する。

別表一

結核性疾患の判定区分

1、生活の規正の面からの判定区分

判定区分

判定基準

A 勤務を休む必要のあるもの

B 勤務に制限を加える必要のあるもの

C 勤務をほぼ平常に行つてよいが過激な運動や仕事はしてはならないもの

D 全く正常生活であつてよいもの

2、医療の面よりの判定区分

判定区分

判定基準

1 医師による直接的な医療行為を必要とする者

2 医師による医療行為は必要でないが、定期的に医師の観察を受ける必要がある者

3

医師による直接の医療行為あるいは指導を全く必要としない者

以上二つの判定区分を組合せて判定する。

別表二

検査の結果の取扱ひについて

- 1 勤務を休む必要のある者について
 - イ 指示を受けた日から出勤を停止する
 - ロ 速やかに休養又は療養の措置をとらせること
 - ハ 三箇月ごとに教育委員会の指定する医師による療養報告書を提出すること
- 2 勤務に制限を加える必要がある者及び勤務はほぼ平常に行つてよいが過激な運動や仕事はしてならない者について
 - イ 三箇月ごとに原則として教育委員会の指定する医師の健康診断を受けさせること（この場合にはその結果をその都度教委に報告すること）
 - ロ 所属長は該当者に対して必要に応じ職務の変更、軽減その他適切な措置をとること

様式1

療養現況報告書 第 回

現在療養所

所属学校(所課)名

職氏名印

一 病名

二 現在行つて
いる治療

外科療法(術名)

人工気胸、気腹(間隔)

化学療法

ストレプトマイシン
パイン
ヒドラジツト

三 自宅入院の別 自宅 入院

四 主治医住所氏名

五 入院施設の名称及び所在地

右のとおり報告致します

昭和 年 月 日

氏名印

様式2

診 断 書

職氏名

生 年 月 日

一 病 名

診 断 所 見

二 現在の治療状況

三 保健所長又は主治医の意見

右のとおり診断致します

昭和 年 月 日

医師氏名印

右のとおり確認致します

昭和 年 月 日

保健所

所長氏名

様式3

復 職 願

私儀

病状の経過良好で全快致しましたので復職いたしたいと思ひますので御許可いただきますようお願い致します

昭和 年 月 日

所属所名

職氏名印

鳥取県教育委員会殿

様式4

学校教職員復職内申書

首標のことについて次のとおりの内申致しますので宜ろしく御取計らいます

学校名	担任学科	学歴資格俸	給 休職発 令月日	現住所	氏名
-----	------	-------	--------------	-----	----

附 則

- 1 教職員定数(校長を除く)
- 2 教職員組織に対する校長所見
- 3 本人に対する校長所見
- 4 復職発令希望月日

昭和 年 月 日

所属長氏名

鳥取県教育委員会殿

公印

様式 5
診 断 書

所属所名	職 氏 名
現住所	生年月日
身長	体 重
主病名	合併症名
発病(推定)年月日	
初診年月日	

初診時所見

初診(入院、入所)後の治療経過

主なる治療の概況

化学療法

ストレプトマイシン
パペフラジツト
その他

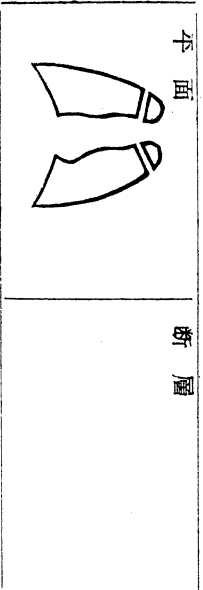
虚脱療法

その他

最近6ヶ月間の検査成績

年 月 日	血	沈	喀痰(胃液)中の結核菌
	1 h	2 h	塗抹 培養(岡、片倉、小川氏法による)

肺活量 現 症 X 線 所 見



その他の所見

主治医の意見

上記のとおり診断いたします

年 月 日

住 所

医 師 氏 名

名 印

保健所長の意見

上記の診断書を確認いたします

年 月 日

保 健 所 所 長 氏 名

名 印